

ニュースレター秋号のお知らせ

2022年秋号



秋晴れの心地よい季節となりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。

9月は夏の猛暑から解放されて、シルバーウィークの旅行や、運動会やキャンプ、ツーリングなど、家族やお友達と楽しいイベントの予定をされていた方もいらっしゃると思いますが、今年は連続して大型台風が発生し、公共交通機関の不通や商業施設の休業など、日常生活や余暇の予定に大きな影響を受けました。

さて、火災保険は火災以外に、地震、落雷、風災、水災、外部からの落下・飛来・衝突などの損害も(ご契約内容によって異なります)保険金請求の対象となります。

地球の温暖化の影響で増え続けている大雨や台風などの自然災害に備えて、現在のご契約内容を確認されてみてはいかがでしょうか。池松コンサルティングでは、ご自宅やお勤め先への訪問や、お電話でお客様にわかりやすくご解説させて頂くアフターフォローを行っております。ぜひ、ご遠慮なくお気軽にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染「みなし入院」 の給付金対象が変わります

夏号では、新型コロナウイルス感染で自宅やホテルで療養した被保険者様でも入院給付金を請求できるとお知らせいたしましたが、9月1日金融庁より発出された『みなし入院』による入院給付金支払対象等についての見直し要請を受け、保険各社は、医療保険の加入者が新型コロナに感染した場合に支払っている入院給付金について支払い対象を変更することとなりました。



診断日9月26日以降

- ・65歳以上の人
- ・入院を要する人
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与
または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な人
- ・妊婦

「みなし入院」の増加と給付金額

新型コロナウイルスに感染し自宅で療養している人は、8月24日の時点では156万1288人だったことが厚生労働省のまとめで分かりました。生命保険協会によりますと、協会に加盟している42社がコロナ禍でことし7月末までに入院給付金を支払った件数は合わせて351万5966件で、このうち93%の329万2091件が「みなし入院」の契約者でした。これにともなって、保険会社が支払う保険金の額も急増し、コロナ禍でことし7月末までに支払った「みなし入院」の契約者への支払いは、3046億6853万円に上りました。支給額は去年までは多い月でも100億円程度でしたが、ことし3月には380億円に増加。4月は492億円、5月は577億円、6月には620億円、7月は395億円となっています。

成人年齢が18歳に引き下げられました

名越です。今年の4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。この改正による主な変更点は次の通りです。



①社会保険に関して

国民年金、公的医療保険などの社会保険に関しては、成人年齢の引き下げによる変更はありません。国民年金の加入義務は20歳以上60歳未満のままであり、公的医療保険については、年齢にかかわらず、いずれかの制度に加入します。



②税金について

未成年者でも、一定額の収入を得たり相続や贈与により財産を受け取ったりした場合には、申告の義務が発生しますので、これまでと変わりません。ただし、親が代理で申告を行うことができる子の年齢が、20歳未満から18歳未満に変わっています。

④相続について

18歳になった以降の遺産分割協議には、本人が参加できるようになりました。相続で受け取る財産の名義変更の手続きも18歳でも単独でできるようになりました。

③生命保険の手続きについて

生命保険の契約や保険金などの受取りについて、未成年者は親権者や未成年後見人の署名・捺印が必要となりますが、改正により18歳以上であれば各種手続きが単独で行えるように変わりました。

改正前の未成年者控除額

法定相続人が20歳に達するまでの年数
(1年未満の端数は切り上げ)×10万円

改正後に開始した相続での未成年者控除額

法定相続人が18歳に達するまでの年数
(1年未満の端数は切り上げ)×10万円

相続への生命保険の活用④

佐藤です。

今回は、預貯金の一部を一時払い終身保険に移行するメリットについてお伝えします。相続財産に現金や預貯金、株式や有価証券が多くある場合、それらはそのまま相続財産に加えられ、相続税の課税対象となってしまいます。しかし、その一部を一時払い終身保険に移行すれば、生命保険の非課税枠によって、相続税を削減することができます。

また、保険金の受取人を指定すれば、自分が遺産を残したいと思う人に残すことができます。資金が必要なときは、契約者貸付を利用したり、保険を解約することで解約返戻金を受け取れます。

ある程度の運用期間があれば、支払った保険料を上回る解約返戻金を受け取れることもあり、貯蓄性も備えています。

簡単な告知で加入できたり、90歳まで加入できる商品等もあり、加入しやすい点も特徴です。

いろいろなメリットのある一時払い終身保険をぜひご活用ください。

ご不明な点等ございましたら、いつでもご連絡ください。



株式会社池松コンサルティング

福岡事務所：福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル5階

TEL：092-406-1868/FAX:092-510-7199

大川事務所：福岡県大川市酒見174-70

TEL：0944-88-0442/FAX0944-88-1832

自動車保険の事故受け付けはこちらです

損保ジャパン 0120-256-110

日新火災 0120-25-7474

共栄火災 0120-044-787